

## 高機能換気設備等導入補助金交付要綱

### (総則)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生するおそれのある飲食店の事業者に対して、新型コロナウイルス感染症の集団感染の発生防止に向けた高機能換気設備等、事業環境の整備を支援することにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のリスクを低減するとともに、業務用設備の省エネルギー化を進め、二酸化炭素排出量の削減につなげることを目的として、予算の範囲内において、高機能換気設備等導入補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高機能換気設備 居住空間などの快適な空気調和における省エネルギーを目的とした、補助加熱（霜取りを除く。）、冷却、加湿又は除湿部を除いた空気対空気の全熱交換器をいう。
- (2) 中小企業等 次のいずれかに該当する者をいう。
  - 一 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者であって、次のいずれにも該当しない者
    - ア 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有する者
    - イ 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有する者
    - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める者
  - 二 中小企業基本法の会社に該当しない法人であり、かつ、一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人であって、中小企業基本法第2条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下の者
- (3) 環境省補助金 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化のための高機能換気設備導入・ZEB化支援事業）交付要綱（令和3年2月17日付け環地温発第21021714号）及び建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化のための高機能換気設備導入・ZEB化支援事業実施要領（令和3年3月16日付け環地温発第2103169号）に基づく補助金を活用して、高機能換気設備等を導入する事業者に対し交付する間接補助金をいう。

### (補助事業者等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業を行う者（以下「補助事業者」という。）、事業（以下「補助事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）並びに補助金の額は、別表第1に掲げるとおりする。

### (欠格事由)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号にお

いて「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- (2) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 役員等(法人にあっては役員及び使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者(営業所の業務を統括する権限を代行しうる地位にある者を含む。))をいう。以下同じ。))を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。))が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体(以下この条において「法人等」という。))
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。))を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(補助金の交付申請)

第5条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

2 補助金交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 環境省補助金の交付申請に係る書類一式の写し
- (2) 環境省補助金の交付決定通知書の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 補助金交付申請書の提出時期は、別に定めるものとする。

4 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。))を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金の交付を決定する場合に付する条件は、規則第6条第1号から第4号までに掲げる事項

のほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図ること。ただし、災害による損壊等、補助事業者の責に帰することのできない事由による財産の処分については、この限りでない。
  - (2) 前号の財産のうち、一件あたりの取得価格又は効用の増加額が50万円以上の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間（以下「耐用年数」という。）内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しないこと。
  - (3) 前号の知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- 2 補助事業者が規則第6条第1号から第4号までの規定により知事の承認を受けようとする場合又は知事に報告する場合の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとし、その添付書類は、別に定めるものとする。
- (1) 規則第6条第1号又は第2号の承認 補助事業の内容・経費配分の変更承認申請書（別記第2号様式）
  - (2) 規則第6条第3号の承認 補助事業の中止（廃止）承認申請書（別記第3号様式）
  - (3) 規則第6条第4号の報告 補助事業遅延等報告書（別記第4号様式）
- 3 規則第6条第1号の知事の定める軽微な変更は、別表第2の各経費区分において、変更後の金額が変更前と比較して15%以内の変更とする。
- 4 規則第6条第2号の知事の定める軽微な変更は、事業の目的及び内容等のうち事業の基本的部分に関わらない変更とする。

（交付決定の通知）

第7条 規則第7条の規定による補助金の交付決定の通知は、別記第5号様式により行うものとする。審査の結果、補助金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における補助金の交付が不可能である場合において不交付決定の通知をするときも、同様とする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、前条の交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内とする。

- 2 前項の規定により申請の取下げをする場合の申請書の様式は、別記第6号様式のとおりとする。
- 3 第1項に規定する期日を経過した日以後に補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、知事が認める場合に限り、別記第6号様式により申請の取下げをすることができる。
- 4 環境省補助金に係る交付の申請を取り下げるときは、その提出の日から10日以内に、別記第6号様式により補助金の交付申請の取下げを申請しなければならない。
- 5 前各項の規定による補助金の申請の取下げについて知事の承認があったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、知事が必要と認めるときは、補助事業等の遂行の状況を報告しなければならない。

2 前項の規定による報告をする場合の報告様式は、別に定めるものとする。

(実績報告)

第10条 実績報告書の様式は、別記第7号様式のとおりとする。

2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第2号の書類については、入手した日の翌日から起算して10日以内に知事に提出するものとする。

(1) 環境省補助金の実績報告に係る書類一式の写し

(2) 環境省補助金の交付額の確定通知書の写し

(3) その他知事が必要と認める書類

3 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日（中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了の日の属する年度の2月28日のいずれか早い日とする。ただし、第7条の規定による補助金の交付の決定の通知を受ける前に補助事業に着手し、完了した場合は、交付の決定を行った日から起算して30日を経過した日とする。

(検査及び現地確認等)

第11条 知事は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は帳簿書類等の物件を検査し、若しくは補助事業の実施状況を現地確認することができる。

(補助金の交付)

第12条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

2 前項の規定による補助金の交付を受けようとする補助事業者は、規則第14条の規定による補助金の額の確定通知を受け取った日以後速やかに別記第8号様式を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 知事は、規則第9条及び第17条の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第5条第1項及び第2項の規定により提出した書類に記載された内容に虚偽が判明した場合

(2) 環境省補助金の交付決定が取り消された場合

2 知事は、前項の規定により交付決定の取消しを行った場合には、規則第18条及び第19条の規定により、補助事業者に対して、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第14条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第4条の規定に該当するとき

は、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

- 2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第4条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第15条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間又は次条第3項に規定する期間のいずれか長い方とする。

(財産処分の制限)

- 第16条 補助事業者は、補助事業により取得した財産について台帳を設け、その保管状況を明らかにしなければならない。
- 2 規則第21条ただし書の知事が定める期間を経過する以前に当該財産を処分しようとするときは、別記第9号様式を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
  - 3 規則第21条ただし書及び同条第2号の規定により知事が定める財産の種類及び期間は、次のとおりとする。

財産の種類	期 間
取得価格又は効用の増加額が50万円以上の財産	耐用年数

- 4 第2項の規定により知事の承認を受け、財産の処分をしたことにより収入があったときは、知事はその収入の全部又は一部を納付させることができる。

(補助事業者の公表)

第17条 知事は、規則第5条の規定により交付決定を行った補助事業者に係る情報のうち、法人名(個人事業主にあつては、商号又は屋号)、施設の名称、所在地その他知事が必要と認めるものを公表するものとする。

(協力の依頼)

第18条 知事は、補助事業者に対し、次の各号に掲げる事項について協力を求めることができる。

- (1) 岐阜県が開催するセミナー等における高機能換気設備等の導入事例の発表
- (2) 岐阜県ホームページ等における高機能換気設備等の導入事例の掲載
- (3) その他知事が必要と認める事項

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表第1（第3条関係）

補助事業者	補助事業	補助対象経費	補助金の額
<p>中小企業等又は個人事業主の運営する不特定多数の人が利用する飲食店の業務用施設を対象に、環境省補助金の交付決定を受けた者（環境省補助金の交付申請を2者以上の事業者が共同で行った場合は、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者とし、環境省補助金の交付を受ける代表事業者を補助者とする。）のうち、岐阜県において食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の営業許可（飲食店営業に限る。）を受けた店舗を有する者</p>	<p>不特定多数の人が利用する飲食店を対象に、密閉空間とならないよう換気を行い、同時に省CO2化促進にも資する高機能換気設備等の高効率機器等を導入する事業で、環境省補助金の補助事業として採択された事業</p>	<p>補助事業の実施に必要なかつ適当と認める経費として別表第2に掲げるもので、環境省補助金の補助対象経費と同一とする。なお、高機能換気設備以外の設備に係る補助対象経費の上限額は、高機能換気設備に係る補助対象経費と同額とし、それぞれ300万円を上限とする。</p>	<p>補助対象経費の6分の1以内の額（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）（100万円を上限とする。）</p>

別表第2

経費区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費	(直接工事費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業を行うために直接必要な材料の購入費（これに要する運搬費及び保管料を含む。）</li> <li>・ 本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費</li> <li>・ 特許権使用料、水道光熱費、電力料及び機械経費</li> </ul>
		・ 材料費	
		・ 労務費	
		・ 直接経費	
	附帯工事費	(間接工事費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通仮設費</li> <li>・ 機械器具等の運搬・移動に要する費用、準備・後片付け整地等に要する費用、機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、技術管理に要する費用及び交通の管理及び安全施設に要する費用</li> <li>・ 現場管理費</li> <li>・ 請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費（労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費等）</li> <li>・ 請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費及び通信交通費</li> </ul>
	機械器具費		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般管理費</li> </ul> <p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の経費</p> <p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費</p>
	測量及び試験費		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費（補助事業者が直接調査等を行う場合においてはこれに要する材料費、労務費、労務保険料等の費用、請負又は委託により調査等を行う場合においては請負費又は委託料）</li> </ul>
設備費			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費</li> </ul>
業務費			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費（補助事業者が直接調査等を行う場合においてはこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費等の費用、請負又は委託により調査等を行う場合においては請負費又は委託料）</li> </ul>
事務費			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険</li> </ul>



			料、賃金、報酬・給与、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費並びに備品購入費
--	--	--	---

**【補助対象外経費】**

- ・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- ・振込手数料、汎用性のあるパソコン等の購入等に係る経費（別表第2に掲げる経費を除く。）
- ・直接人件費に相当する経費（別表第2に掲げる経費を除く。）

岐阜県知事 様

住所又は所在地  
氏名 又は 名称  
代 表 者 名

## 高機能換気設備等導入補助金交付申請書

標記補助金に係る事業を下記のとおり実施しますので、岐阜県補助金等交付規則第4条及び高機能換気設備等導入補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

## 記

## 1 補助事業の概要

補助事業の目的と内容	環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化のための高機能換気設備導入・ZEB化支援事業）」応募申請書一式（様式1、別紙1「実施計画書」及び別紙2「経費内訳」）の写しのとおり		
補助事業の経費の配分及び使用方法			
補助事業に要する経費	円		
補助金交付申請額 （千円未満は切捨て）	円		
補助事業の開始予定期日	令和 年 月 日	補助事業の完了予定期日	令和 年 月 日

## 2-1 申請者（代表事業者）に関する事項

法人番号 （法人のみ）			
フリガナ 法人名 （個人事業主は商号・屋号）			
本社所在地の住所 （個人事業主は主たる事業所所在地）			
代表者の役職・ フリガナ 氏名			
代表者の電話番号		代表者のメールアドレス	

2-2 共同事業者に関する事項

事業者の名称			
責任者の役職・ <small>フリガナ</small> 氏名			
責任者の電話番号		責任者のメールアドレス	

2-3 代行申請者に関する事項

事業者の名称			
責任者の役職・ <small>フリガナ</small> 氏名			
責任者の電話番号		責任者のメールアドレス	

3 高機能換気設備等を設置する施設の情報

施設の名称			
施設の所在地			
施設の種類		施設の内訳	

4 連絡先（「2-1 申請者（代表事業者）に関する事項」の記載内容と異なる場合のみ記入）

<small>フリガナ</small> 法人名 (個人事業主は商号・屋号)			
住所			
担当者の役職・ <small>フリガナ</small> 氏名			
担当者の電話番号		担当者のメールアドレス	

岐阜県知事 様

住所又は所在地  
氏名 又は 名称  
代 表 者 名

高機能換気設備等導入補助金に係る補助事業の内容・経費配分の変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった上記補助事業の計画（事業内容・経費配分）を下記のとおり変更したいので、岐阜県補助金等交付規則第6条第1号（第2号）及び高機能換気設備等導入補助金交付要綱第6条第2項第1号の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

項 目	変 更 前	変 更 後	備 考

岐阜県知事 様

住所又は所在地  
氏名 又は 名称  
代 表 者 名

高機能換気設備等導入補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった上記補助事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、岐阜県補助金等交付規則第6条第3号及び高機能換気設備等導入補助金交付要綱第6条第2項第2号の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間

岐阜県知事 様

住所又は所在地  
氏名 又は 名称  
代 表 者 名

高機能換気設備等導入補助金に係る補助事業遅延等報告書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった上記助成事業の遅延等について、岐阜県補助金等交付規則第6条第4号及び高機能換気設備等導入補助金交付要綱第6条第2項第3号の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 補助事業に要した経費
- 3 遅延等の内容及び原因
- 4 遅延等に対してとった措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

（注）遅延等の理由を立証する書類を添付すること。

別記第5号様式（第7条関係）

第 号  
令和 年 月 日

様

岐阜県知事 古田 肇 印

高機能換気設備等導入補助金交付（不交付）決定通知書

令和 年 月 日に申請のありました標記補助金については、岐阜県補助金等交付規則第5条第1項の規定により、次のとおり決定しましたので同規則第7条及び高機能換気設備等導入補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- ・ 高機能換気設備等導入補助金を交付します。

高機能換気設備等導入補助金 \_\_\_\_\_ 円

（ ・ 次の理由により交付できません。 ）

令和 年 月 日

岐阜県知事 様

住所又は所在地  
氏名 又は 名称  
代 表 者 名

高機能換気設備等導入補助金に係る交付申請取下承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった上記補助事業を下記のとおり取り下げたいので、高機能換気設備等導入補助金交付要綱第8条第1項（第3項）の規定により申請します。

記

1 理 由



岐阜県知事 様

住所又は所在地  
氏名 又は 名称  
代 表 者 名

高機能換気設備等導入補助金に係る補助事業実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった上記補助事業を令和 年 月 日付けで完了（廃止）しましたので、岐阜県補助金等交付規則第13条及び高機能換気設備等導入補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業実施状況報告書及び補助事業決算書

環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化のための高機能換気設備導入・ZEB化支援事業）」完了実績報告書一式（様式11、別紙1「実績報告書」及び別紙2「経費所要額清算調書」）の写しのとおり

2 補助金の交付決定額とその精算額

交付決定額 円

精 算 額 円

3 補助金の振込先

金融機関名		銀行番号	
支店名		支店コード	
預金種類	普通 ・ 貯 蓄 ・ 当 座		
口座名義			
口座番号			

岐阜県知事 様

住所又は所在地  
氏名 又は 名称  
代 表 者 名

高機能換気設備等導入補助金に係る交付請求書

令和 年 月 日付け 第 号により補助金の額の確定通知があった上記補助金について、高機能換気設備等導入補助金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

発行責任者

- ・氏名
- ・連絡先

担当者

- ・氏名
- ・連絡先

岐阜県知事 様

住所又は所在地  
氏名 又は 名称  
代 表 者 名

高機能換気設備等導入補助金に係る取得財産処分承認申請書

高機能換気設備等導入補助金により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、岐阜県補助金等  
交付規則第21条及び高機能換気設備等導入補助金交付要綱第16条第2項の規定により申請します。

記

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由